

## 意見案第8号

### 私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念のもと、時代の変化や社会の要請に応じた特色ある教育を実践し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、我が国は、少子高齢化社会の到来という激動の時代を迎えており、私学においても、児童生徒の急激な減少により、経営環境はより一層厳しさを増している。

近年ますます国際化・高度情報化が進展する社会において、我が国が持続的に成長・発展を遂げていくためには、新しい時代が求める能力や知力を有する人材の育成が急務であり、私学は、国が進めるグローバル人材育成への対応とICTを活用した新しい教育の展開に向けて、これまで以上に自主性や多様性を発揮しながら、社会的役割を果たしていく必要がある。

そのためには、私学経営の安定が何よりも重要であり、経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法に基づく国の助成措置の拡充が必要であるほか、「高等学校等就学支援金」制度や「高校生等奨学給付金」制度は改善されてはいるものの、依然として公私間格差は大きく、引き続き、公私間の納付金負担格差の縮小是正と保護者の負担軽減施策の拡充を図る必要がある。

加えて、将来を担う子どもたちが、安全な環境で安心して勉学等に励むためには、学校施設の耐震化が急務であるが、厳しい経営を余儀なくされている私学にとって、巨額の資金を必要とする耐震化工事は極めて大きな負担となることから、国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨にのっとり、設置者、学校種、工法等を問わず、国公立学校と同水準の助成措置を講ずることが必要である。

よって、国においては、こうした私学が置かれている厳しい経営環境と公教育における社会的役割にしっかりと目を向け、助成制度の拡充や、耐震化促進の一層の支援・充実、都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨